資料№.2

三条市環境審議会規則

平成17年5月1日
規則第104号

（趣旨）

第１条　この規則は、三条市環境基本条例（平成17年三条市条例第123号）第26条第７項の規定に基づき、三条市環境審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第４条　審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この規則は、平成17年５月１日から施行する。

附　則（平成20年３月規則第15号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

三条市環境基本条例（抜粋）

平成17年5月1日
条例第123号

第３章　環境審議会

第26条　市長は、環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、三条市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　地域環境総合計画の策定及び変更に関すること。

(2)　その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。

３　審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

４　審議会は、委員15人以内で組織する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　識見を有する者

(2)　関係行政機関の職員

(3)　その他市長が適当と認める者

６　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。